

(対大臣・副大臣・政務官)
3月30日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(希望)

2問 司法試験合格者の質的向上及び裁判官の人員確保の観点から、法科大学院の修了又は予備試験の合格を司法試験の受験資格とする現行制度を改めるべきではないか、法務大臣の所見を問う。

[前提]

司法試験受験資格については、法科大学院課程を修了した者及び予備試験に合格した者に与えられることとしている。

[法曹養成制度改革の取組]

確かに、法科大学院を中心とする現行の法曹養成制度については、法曹志望者の大幅な減少を招来するなど、多くの課題が指摘されている。

そこで、政府の法曹養成制度改革推進会議(注1)決定では、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を多数輩出していくため、

- 平成30年度までを法科大学院集中改革期間として、文部科学省を中心に、法科大学院の抜本的な組織見直しや教育の質の向上などの必要な取組を進めるとされたほか、



○ 法務省においても、法曹有資格者の活動領域の拡大や、司法試験における選択科目の在り方の検討（注2）等、必要な取組を進めるにされた

ところである。

（注1）平成25年9月、閣議決定に基づいて設置された会議であり、内閣官房長官、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣の関係6大臣で構成されていた（平成27年7月設置期限満了）。

（注2）推進会議決定では、この他、①予備試験制度の在り方の検討、②司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討（措置済み）等が法務省の取り組むべき課題とされている。

〔結論〕

法務省としては、まずは、これら推進会議決定に掲げられた取組について、文部科学省等とも連携して、しっかり進めることが重要であると考えており、現在、これを推進しているところである。

したがって、（委員御指摘の）司法試験合格者の質的向上や裁判官の人員確保も、このような取組を推進すること等によって実現されるべきと考えている。」

（参照条文）

○司法試験法（昭和24年法律第140号）

(司法試験の受験資格等)

第4条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けことができる。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者

その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者

その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線

携帯

(対大臣・副大臣・政務官)
3月30日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(希望)

3問 予算の適正な配分という観点から、実態とか
い離した判事補の定員は大幅に削減するべきで
はないか、法務大臣の所見を問う。

[前提]

判事補の定員の在り方については、司法を担う裁
判所において、事件の動向や処理件数の推移、判事
補の任官状況（注1）や欠員状況（注2）等を踏ま
え、慎重に検討を行った上で決定されているものと
承知している。

(注1) 近時の判事補の任官者数の推移

第68期(平成27年司法修習終了) 91人

第69期(平成28年司法修習終了) 78人

第70期(平成29年司法修習終了) 65人

(注2) 下級裁判所の裁判官の定員・現在員等内訳

(平成30年1月16日現在)

区分	判事	判事補
定 員	2,035人	977人
現 在 員	1,999人	819人
欠 員	36人	158人



〔所見〕

法務省としては、このような裁判所の判断を尊重すべきものと考えており、（委員御指摘のように）現時点での判事補の定員を更に（大幅に）削減することは相当ではないと考えている。」

(参考)

- 第193回国会における衆議院法務委員会附帯決議（平成29年3月31日）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一・二（略）

三 平成二十五年三月二十六日の当委員会の附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、その削減等も含め検討していくこと。

四～七（略）

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線██████ 携帯████████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月30日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
黒岩 宇洋 議員(無会)

1問 今回の改正法案における判事の増員及び判事補の減員の内容について相当と考えるのか、法務大臣の見解を問う。

〔裁判官の増減員理由に関する最高裁の説明〕

最高裁判所からは、本改正法案の内容となっている判事の増員及び判事補の減員の理由について、①事件動向や事務処理状況に加え、②複雑困難化する民事訴訟事件の適正迅速な処理のため、合議体による審理を更に充実強化する必要があることや、③判事補の充員が困難な状況が続いている中で、執務態勢の強化を図る必要があること、といった観点から検討した結果、判事の定員を50人増加する一方で、判事補の定員を25人減員する内容とした旨の説明を受け、そのように理解している。

〔内容についての認識〕

このような最高裁判所の説明は、司法を担う裁判所において、事件動向等の諸事情を慎重に検討された結果と理解しており、法務省として、(その内容は相当であり、)尊重すべきものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月30日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
黒岩 宇洋 議員(無会)

2問 今後の裁判官の増員について、事件動向等の諸事情を総合的に検討して定めるとする最高裁判所の方針を相当と考えるのか、法務大臣の見解を問う。

[認識]

今後の裁判所の人的体制の整備の在り方については、事件動向等の諸事情を総合的に考慮した上で、最高裁判所において適切に判断されるべきものと理解しており、(先ほど説明のあった)最高裁判所の方針は、相當なものと考えている。

そして、法の支配の下で自由かつ公正な社会を実現するためには、司法権を担う裁判所が事件を適正かつ迅速に処理していくことが不可欠であり、そのために、今後とも、裁判官を含めた裁判所の人的体制が充実されることは重要と認識している。

[見解]

したがって、法務省としても、裁判所の人的体制の充実については、最高裁判所において判断されるところを踏まえ、政府において裁判所職員定員法を所管する立場から、引き続き適切に対応してまいりたい。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月30日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
藤野 保史 議員(共産)

問 国民の裁判を受ける権利の保障や司法アクセスの向上という観点からは、裁判所の体制の更なる充実が重要と考えるが、法務大臣の所見を問う。

[認識]

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、これまでも、例えば家庭裁判所に関しては、人事訴訟等の家庭裁判所への一本化(注)、裁判所職員定員法の改正による裁判官や家庭裁判所調査官等の増員など、その体制・機能の充実が図られてきたところであるが、今後とも、司法権を担う裁判所の体制が更に充実し、それにより、事件の適正迅速な処理が促進され、また、国民の司法アクセスが一層向上していくことが重要であると認識している。

(注) 人事訴訟事件の第一審管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管し、家事調停及び人事訴訟の双方を家庭裁判所が取り扱うことにより、国民が利用しやすい状況を創出(平成15年の人事訴訟法成立)



〔所見〕

裁判所の体制整備の在り方については、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えているが、法務省としても、裁判所職員定員法を始め、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、適切に対応してまいりたい。」

(参考) 本改正法案の概要

①判事の員数を50人増加し、判事補の員数を25人減少すること

民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加し、判事補の員数を減少しようとするもの。

②裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少すること

家庭事件の適正かつ迅速な処理、事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進を図るため、裁判所書記官を19人、裁判所事務官を18人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化・効率化することに伴い、技能労務職員等を72人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少しようとするもの。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】